令和２年４月７日

市内高齢者施設　施設長　様

市内介護保険事業所　管理者　様

千葉市保健福祉局高齢障害部

介護保険事業課長

緊急事態宣言の発令に伴う事業運営について

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、本日、千葉県を含む一都四県ほかの区域に新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が出されました。

通所介護事業者を中心に、この宣言に伴う事業運営の在り方についてのお問い合わせを多数いただいておりますが、緊急事態宣言が出たことを理由として事業の自粛等を求めることはいたしません。しかしながら、緊急事態宣言が出されていることを踏まえ、より一層の感染拡大防止の取り組みの徹底をお願いいたします。

１　特にご留意いただきたい点

①　従事者等に対する留意点

〇従事者の出勤前の検温、咳症状や倦怠感、味覚障害などの「健康管理」とこうした症状のある従事者の「従事制限」を徹底してください。対象となる従事者は、介護・看護職員のみならず、事務員、調理員、清掃・施設管理担当など、すべての従事者です。

　　　また、従事者のみならず、その家族等の健康状態の確認も行うようにしてください。

　　〇すべての従事者に対して、従事者及び家族も勤務以外でも「３つの密」（＝換気の悪い密閉空間、多人数が密集する場所、近距離での密接した会話）を避けるように行動するよう徹底してください。

②　納品業者等に対する留意点

納品業者などの施設・事業所内への立ち入り制限、面会の制限などを実施し、ウイルスを施設・事業所内に持ち込まないようにしてください。

また、施設内に立ち入る納品業者等に対しても従事者同様の健康管理等の徹底するようにしてください。

③　利用者に対する留意点

ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽや短期入所など、利用者の出入りがある施設・事業所にあっては、利用者のサービス利用前の健康管理を実施し、風邪症状等があれば利用を控えてもらうようにしてください。（なお、利用を取りやめた場合にはｹｱﾏﾈｼﾞｬｰにも伝えてください。）

　④　ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽの利用者の意向により通所させずにサービスを提供する場合の特例について

　　　ｹｱﾏﾈｼﾞｬｰと相談の上、ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽの利用者の意向により居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービス提供を行う場合に特例の対象となります。

詳しくは、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」第２報から第４報(介護保険最新情報770,773,779。いずれも介護保険事業課ホームページで確認できます)をご確認ください。

２　感染が確認された者又は感染が疑われる者が発生した場合

新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し指示を受けると同時に、千葉市介護保険事業課あてご連絡くださるようお願いします。

　※千葉市新型コロナウイルス帰国者・接触者相談センター

電話番号：043-238-9966

受付時間：午前9時～午後7時（土曜日、日曜日、祝日は午後5時まで）

（お問い合わせ）企画指導班　　０４３－２４５－５０６８

事業所支援班　０４３－２４５－５０６２

施設支援班　　０４３－２４５－５２５６